

ID: 3093

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	従事者証の交付(当該許可に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第8項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】 法第9条第8項の規定による。 (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可) 第9条 8 第1項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者(第14条の2において「認定鳥獣捕獲等事業者」という。)その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者(以下「従事者」という。)であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。 長門市有害鳥獣捕獲実施要領による。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日